

## デジタル観光情報発信力強化事業業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「デジタル観光情報発信力強化事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定める。

## 1 業務内容

- (1) 委託業務の名称 デジタル観光情報発信力強化事業業務
- (2) 業務の仕様等 業務委託仕様書【資料 2】（以下「仕様書」という。）のとおり

## 2 委託予定期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

## 3 委託経費（委託額の上限）

7, 335, 285 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 実施スケジュール

- |                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 実施要領等の公開         | 令和 8 年 6 月 1 日（月）          |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付   | 令和 8 年 6 月 3 日（水）正午まで      |
| (3) 上記質問に対する回答       | 令和 8 年 6 月 4 日（木）午後 5 時まで  |
| (4) 参加資格確認申請書締め切り    | 令和 8 年 6 月 8 日（月）正午まで      |
| (5) 参加資格の確認結果の通知     | 令和 8 年 6 月 10 日（水）         |
| (6) 参加資格が認められない理由の請求 | 令和 8 年 6 月 11 日（木）午後 5 時まで |
| (7) 企画提案書等提出締切       | 令和 8 年 6 月 17 日（水）午後 5 時まで |
| (8) 審査委員会の開催         | 令和 8 年 6 月 22 日（月）         |
| (9) 契約締結             | 令和 8 年 6 月下旬予定             |

## 5 参加資格に関する事項

本業務委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 本業務委託の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ、日本語で対応できる体制を整えていること。

- (6) 本業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (7) 共同企業体（以下「JV」という。）での参加の場合、(1)～(6)の条件を満たす者で構成されること。なお、JVの構成員である者は、単独で本企画提案競技への参加はできない。

## 6 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問及び回答は、次のとおり行う。

- (1) 提出書類 実施要領等に関する質問票【様式1】
- (2) 提出期限 令和8年6月3日（水）正午（必着）
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に令和8年6月4日（木）までに掲載する。

## 7 参加資格の確認

本業務委託に関する企画提案競技に参加しようとする者は、次の書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類
  - ・企画提案競技参加資格確認申請書【様式2】
  - ・団体等の概要及び過去5年間の主な業務実績【様式3】
- (2) 提出期限等  
令和8年6月8日（月）正午までに、電子メールにより事務局に提出すること。
- (3) 提出に係る留意事項  
提出後の訂正及び変更は認めない。  
また、提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとする。
- (4) 参加資格の確認  
参加資格の確認結果は、令和8年6月10日（水）までに電子メールにより通知する。申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消すものとする。  
また、参加資格の確認申請後に参加資格の各要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。  
なお、都合により辞退する場合には、電子メールにより速やかに企画提案競技参加辞退届【様式4】を提出すること。
- (5) 参加資格が認められなかった者に対する説明  
参加資格が認められなかった者は、県に対し書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。
  - ①提出期限等  
令和7年6月11日（木）午後5時までに、電子メールにより事務局に提出すること。
  - ②説明方法等  
県は、書面を受理してから3日以内に、説明を求めた者に対し書面（メール）でその理由を説明する。

## 8 共同企業体の取扱い

企画提案競技への参加に当たり、共同企業体を組む場合は、次のとおりとすること。

- (1) 共同企業体は、全ての構成員が参加資格(1)～(6)を満たす者であること。
- (2) 共同企業体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、単独、重複又は他の共同企業体の構成員として、企画提案競技に参加することはできないものとする。
- (3) 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3とすること。

- (4) 各構成員は対等の立場で、一体となって業務を履行すること。
- (5) 共同企業体の名称（任意）、事務所所在地及び県が委託料を支払う際の振込口座等を定めること。
- (6) 「7 参加資格の確認」において、企画提案競技参加資格確認申請書【様式2】については、共同企業体の代表者が提出するほか、団体等の概要及び過去5年間の主な業務実績【様式3】については、構成員の全員分を提出すること。また、これに加え、次の書類を提出すること。
  - ・共同企業体結成届【様式5】
  - ・共同企業体協定書【様式6】

## 9 企画提案書等の提出

参加資格確認を認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出書類

#### ①企画提案書提出届【様式7】及び企画提案書【参考1】（任意様式）

- ・企画提案書は、仕様書を熟読の上作成すること。
- ・企画提案書のサイズは、原則としてA4判とすること。
- ・企画提案書には、図、表、その他必要と思われる資料を添付すること。
- ・企画提案は1案のみとすること（複数の提案は不可）。
- ・提出部数は6部とすること。
- ・企画提案書には次の事項を記載すること。

#### ア 事業の実施に関する基本方針

イ 仕様書の「3 委託内容」に掲げる業務の企画内容や、運営上工夫する点  
 なお、次の内容を具体的に記載すること。

#### (ア) 参加事業者の集客手法

参加事業者の募集は県及び関係団体も連携して実施するが、受託者においてもどのように積極的な参加勧奨を行うか、具体的なアプローチ手法を記載すること。

#### (イ) 伴走支援の実施体制

少なくとも50事業者（ユニーク数）に対して合計200回以上の支援を行うための、プロジェクト全体の運営体制、配置する人員の数と役割、及びミーティングツールやメールを用いた具体的なコミュニケーション頻度・手法について記載すること。

#### (ウ) 対象エリア外への対応

秋田市・男鹿市以外の他エリアの観光関連事業者（観光施設、土産物店、宿泊施設、飲食店等。以下、事業者という。）から支援の要望があった場合を想定し、どのような体制で対応を行うかの方針を記載すること。

#### (エ) 過去の類似実績

事業者に対するGoogleビジネスプロフィール（GBP）の運用支援やMEO対策の実績がある場合は、その支援内容と具体的な成果（インバウンド集客増など）を記載すること。

#### (オ) セミナーの企画案

業種別（宿泊、飲食、小売等）の課題を踏まえ、Googleマップを活用して集客アップした事例から活用方法を学ぶセミナーの具体的なカリキュラム案を記載すること。

#### (カ) 参考資料（マニュアル）の構成案

支援対象者にデータ配布する「GBPの効果的な運用に係る作業一連の参考資料（登録、投稿、口コミ返信等）」について、ITリテラシーが高くない事業者でも理解・実践できるような構成案や工夫点を記載すること。

#### (キ) 小さな成功体験（スモールサクセス）の創出策

本業で忙しい事業者が自発的に運用（情報更新や口コミ返信等）を継続できるように、支援期間中にどのような「小さな成果（閲覧数の増加、新規口コミの獲得な

ど)」を実感させ、それをどのように共有・称賛してモチベーションを向上させるか、具体的な仕掛けや声かけの手法を記載すること。

(ク) パフォーマンスデータの分析

支援対象事業者からG B Pのパフォーマンスデータを分析する際、事業者の負担を最小限に抑えるための具体的な収集手法（ツールの活用等）を記載すること。

(ケ) 参考資料（マニュアル）の構成案

事業者にデータ配布する「G B Pの効果的な運用に係る作業一連の参考資料（登録、投稿、口コミ返信等）」について、ITリテラシーが高くない事業者でも理解・実践できるような構成案や工夫点を記載すること。

(コ) 専門知識を有する講師の提案

成果発表会（令和9年2月下旬～3月上旬開催）において招聘する、G B P活用等に専門知識を有する講師の候補（複数可）及び、その人物を推薦する理由を記載すること。

(サ) 自走化に向けた独自提案

本事業の目的である「事業者の自発的なG o o g l eマップ活用の促進」を事業期間終了後も継続・推進させるために効果的と考えられる、受託者ならではの独自提案事項とその期待効果を具体的に記載すること。

ウ 実施体制（共同企業体を組む場合は、共同で業務を実施する体制を示すこと）

エ 実施スケジュール

②見積書

- ・企画提案の内容を実現するための費用を明らかにした見積書（積算内訳）を添付すること。
- ③（賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合）賃金水準の向上に関する取組を評価する次の資料
  - ・令和7年及び令和6年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
  - ・事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）
- ④（女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合）女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料

※加点措置の詳細については、【資料3】企画提案競技審査基準により確認すること。

- ・（従業員数100人以下の企業に限る）女活法・次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し（労働局の受付印が押印されたもの）
- ・知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
- ・法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し
- ・秋田県知事表彰（女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞に関する表彰状の写し

(2) 提出期限等

・令和8年6月17日（水）午後5時までに、印字した資料を持参又は郵送により事務局に提出すること。また、資料データを事務局のメールアドレス宛に送信すること。なおデータ容量が大きい場合は大容量ファイル送信サービスで送信すること。

・持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間に、郵送の場合は書留により提出期限までに必着とすること。

(3) 提出に係る留意事項

- ・提出期限までに提出しない者は、企画提案競技を辞退したものとする。
- ・提出後の訂正及び変更は認めない。
- ・提出された企画提案書等は、原則返却しない。

#### (4) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

### 10 委託候補者の選定

#### (1) 選定方法

委託候補者は、県が設置する審査委員会において、原則としてプレゼン方式で審査し、最も優れていると認めた者を本業務委託の契約候補者として選定する。なお、書面による審査を行う場合には、参加者に別途連絡する。

企画提案の実施に要する費用の総額が委託額の上限を上回った場合には、審査の対象とはならない。

#### (2) 審査委員会による審査

審査委員会の日時や審査基準等は次のとおりとする。

- ①日 時 令和8年6月22日（月）※時間は参加者に別途通知する。
- ②場 所 秋田県庁内（対面方式）
- ③実施方法 企画提案書等により参加者が説明し質疑を行う。  
所要時間は、原則30分程度（説明15分、質疑15分）とする。
- ④審査基準 企画提案競技審査基準【資料3】のとおり。
- ⑤結果通知 参加者に対し、電子メール等により速やかに通知する。

#### (3) 苦情の申立て

選定結果に関して不服がある場合には、審査結果の通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に県に対して書面（任意様式）により申立てすることができる。

### 11 契約に関する事項

#### (1) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第177条第1項の規定により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付すること。ただし、同規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### (2) 契約に係る仕様等

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をする場合がある。

また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と契約候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は変更される場合がある。

#### (3) 選定の取消し等

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者と契約内容に

についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

(4) 契約書

契約書は、業務委託契約書（案）【参考2】のとおりとする予定である。

1.2 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1.3 その他

(1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

(3) 企画提案内容に含まれる著作権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(4) 参加者が企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。

1.4 事務局（書類提出及び問い合わせ先）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課 企画・データ分析チーム

電話：018-860-1462

FAX：018-860-3879

メールアドレス：kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp